

【 検 査 】

39 ヘリコバクター・ピロリ感染診断において、プロトンポンプ・インヒビター（PPI）投与中止又は終了後 2 週間以上経過せず実施した D012 の 24 ヘリコバクター・ピロリ抗原定性の算定について

《令和 4 年 1 月 31 日》

《令和 6 年 1 2 月 2 7 日更新》

《令和 8 年 6 月 1 日更新》

取扱いの変更（令和 6 年 10 月 28 日付け厚生労働省保険局医療課事務連絡「疑義解釈資料の送付について（その 13）」参照）

○ 取扱い（変更後）

ヘリコバクター・ピロリ感染診断において、プロトンポンプ・インヒビター（PPI）投与中止又は終了後 2 週間以上経過せず実施した D012 の 24 ヘリコバクター・ピロリ抗原定性の算定は、原則として認められる。

○ 取扱い（変更前）

ヘリコバクター・ピロリ感染診断において、プロトンポンプ・インヒビター（PPI）投与中止又は終了後 2 週間以上経過せず実施した D012 の 23 ヘリコバクター・ピロリ抗原定性の算定は、原則として認められない。

○ 取扱いを作成した根拠等

プロトンポンプ・インヒビター（PPI）が投与されている患者に対するヘリコバクター・ピロリ感染診断の保険診療上の取扱いについては、厚生労働省通知^(※)に「ランソプラゾール等、ヘリコバクター・ピロリに対する静菌作用を有するとされる薬剤が投与されている場合については感染診断の結果が偽陰性となるおそれがあるので、除菌前及び除菌後の感染診断の実施に当たっては、当該静菌作用を有する薬剤投与中止又は終了後 2 週間以上経過していることが必要である。」と示されている。

また、日本ヘリコバクター学会の「H.pylori 感染の診断と治療のガイドライン 2016 改訂版 Q & A」において、便中抗原は PPI 服用に影響を受けるかということに関し、国産のキットでは PPI の影響が少なく PPI 内服中でも除菌判定が可能であったとの報告がある。しかし、海外産のキットでは PPI の影響についての検討は不十分であり、欧州のキットは PPI の影響を受けるとの報告がある。このため、今のところ保険診療では PPI 内服中の便中抗原測定は認められていない旨が示されている。

以上のことから、ヘリコバクター・ピロリ感染診断において、PPI 投与中

止又は終了後 2 週間以上経過せず実施した D012 の 24 ヘリコバクター・ピロリ抗原定性の算定は、原則認められないと判断した。

(※) 「ヘリコバクター・ピロリ感染の診断及び治療に関する取扱いについて」(平成 12 年 10 月 31 日保険発第 180 号、最終改正：平成 25 年 2 月 21 日保医発 0221 第 31 号)

令和 6 年 10 月 28 日付け厚生労働省保険局医療課事務連絡「疑義解釈資料の送付について(その 13)」において以下のとおり取扱いが示され、ヘリコバクター・ピロリ感染診断において、プロトンポンプ・インヒビター(PPI)投与中止又は終了後 2 週間以上経過せず実施した D012 の 25 ヘリコバクター・ピロリ抗原定性(糞便中抗原測定)は算定できるとされた。

「令和 6 年 10 月 28 日 「疑義解釈資料の送付について(その 13)」

問 1 「ヘリコバクター・ピロリ感染の診断及び治療に関する取扱いについて」(平成 12 年 10 月 31 日保険発第 180 号)の「8 その他」において、「ヘリコバクター・ピロリ感染の診断及び治療については、関係学会よりガイドラインが示されているので参考とすること」とされている。日本ヘリコバクター学会の「H. pylori 感染の診断と治療のガイドライン 2024 改訂版」においては、H. pylori の感染診断について「尿素呼気試験(UBT)、迅速ウレアーゼ試験(RUT)、(中略)はプロトンポンプ阻害薬(PPI)、カリウムイオン競合型アシッドブロッカー(P-CAB)の影響を受けるので休薬して実施する。その他の診断法は PPI 内服のまま実施できる。」とあるが、当該通知 2(1)で掲げられている感染診断の検査法のうち、②鏡検法、③培養法、④抗体測定、⑥糞便中抗原測定又は⑦核酸増幅法をプロトンポンプ阻害薬(PPI)又はカリウムイオン競合型アシッドブロッカー(P-CAB)を休薬せずに実施した場合、当該検査の費用は算定できるか。

(答) 算定できる。